#### 旧深谷通信所跡地中央広場利用に関する要綱

制定 平成28年7月26日 泉政第454号(区長決裁)

(目的)

第1条 本要綱は、泉区が旧深谷通信所跡地を暫定利用して設置する旧深谷通信所 跡地中央広場(以下「広場」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(禁止行為)

- 第2条 広場利用者は、他の利用者の安全で快適な利用を妨げないため、別表1に 定める行為を行ってはならない。
- 2 別表 2 に定める行為については、泉区長(以下「区長」という。)が特に認める 場合を除き、これを行ってはならない。
- 3 別表 2 に定める行為を行う者は、事前に区長に旧深谷通信所跡地中央広場行為 承認申請書(第1号様式)を提出し、その承認を得なければならない。
- 4 区長は前項に定める申請があった場合、速やかに内容を審査し、行為を行うことを認めるときは旧深谷通信所跡地中央広場行為承認書(第2号様式)により、認められない時は理由を付して旧深谷通信所跡地中央広場行為不承認書(第3号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 5 区長は、広場利用者が別表1及び2に定める責務に反したときは、広場からの 退去及び現状復旧を求めることができる。

(その他)

第3条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附則

この要綱は平成28年8月1日から施行する。

#### 別表 1

- 1 法令に違反する行為又は犯罪に関連する行為
- 2 公序良俗に反する行為
- 3 ゴルフの練習や硬いボールを投げるなど利用者が怪我をする可能性のある行為
- 4 動物を綱・鎖等で保持せず移動する行為
- 5 利用者や近隣住民に迷惑をかける行為
- 6 土地及び物件を傷つけ、もしくは汚し、又は原状を変更する行為
- 7 ごみ等を廃棄する行為
- 8 指定された場所以外の場所へ車両の類を乗り入れ、または留め置く行為

#### 別表 2

- 1 日没から日の出までの間に利用する行為
- 2 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 3 業としての広告写真または映画の撮影その他これらに類する行為
- 4 興行
- 5 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため広場の全部または 一部を一時的に独占して使用する行為
- 6 喫煙、花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為
- 7 その他管理者が禁止する行為

# 旧深谷通信所跡地中央広場行為承認申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市泉区長

申請者 住所 氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名) (法人の場合の事務担当者)

所属

氏名

電話 ( )

次の行為をしたいので、申請します。

行為の内容及び理由					
使用の範囲又は面積					
使用日時	年年	月月	日日	時から 時まで	
その他必要な事項					
添付書類					

# 旧深谷通信所跡地中央広場行為承認書

第		号
年	月	日

印

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市泉区長

平成 年 月 日に申請のありました行為について以下の条件を付けて承認しますので通知します。

承認する行為					
使用の範囲又は面積					
使用日時	年年	月 月	日日	時から 時まで	
承認条件					

(A4)

# 旧深谷通信所跡地中央広場行為不承認書

第		号
年	月	日

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市泉区長即

平成 年 月 日に申請のありました行為について以下の理由により承認しませんので通知します。

行為の内容	
不承認理由	

(A4)